資料６

新たなＰＫＳ第三者認証制度について

2020年9月17日

PKS第三者認証創設準備委員会

目次

1.PKS第三者認証創設準備委員会
2.認証規格策定の目的および趣旨
3.諮問委員会
4.認証制度の概略
5.評価基準との整合性について
 (1).規格（環境）
 (2).規格（社会・労働）
 (3).規格（ガバナンス）
 (4).規格（サプライチェーン、第三者性の担保）
6.認証における第三者性の担保について
 (1).第三者審査機関の資格
 (2).認定制度を導入したモデル
7.文書策定のステータスについて

１．ＰＫＳ第三者認証創設準備委員会

参加企業（20社）BPAに所属する有志メンバー（発電事業者、輸入商社）

株式会社IHI、伊藤忠商事株式会社、イーレックス株式会社、

エア・ウォーター株式会社、王子木材緑化株式会社、サミットエナジー株式会社、

JFE商事株式会社、シンエネルギー開発株式会社、神鋼商事株式会社、

住友林業株式会社、大中物産株式会社、太平洋セメント株式会社、

株式会社タカフジ、株式会社DGバイオマスエナジー、東京産業株式会社、

日本製紙株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、株式会社NEWSCON、

阪和興業株式会社、株式会社レノバ、

（日本グリーンコンサルタント株式会社）

代表　　　：田中良明（シンエネルギー開発株式会社）

2.認証規格策定の目的および趣旨

- 日本のFIT制度のバイオマス発電の主要燃料となっているPalm Kernel Shell （ＰＫＳ）の順法性、持続可能性およびトレーサビリティーに、多くの利害関係者が関心および疑義を寄せている。

- ＰＫＳを輸入、使用する組織はこれらの疑義に対して、積極的に解決策を模索し対応してゆく社会的責務を負っている。

- 発電事業者および商社によって持続可能なＰＫＳの第三者認証制度を創設する事となった。

- ＰＫＳの第三者認証制度は公平性、中立性および透明性を図るため、学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表からなる規格検討委員会、および環境保護団体やLCA専門家から構成される技術部会へ諮問し、承認を得て規格基準として発行する。

3.諮問委員会

諮問委員会の構成

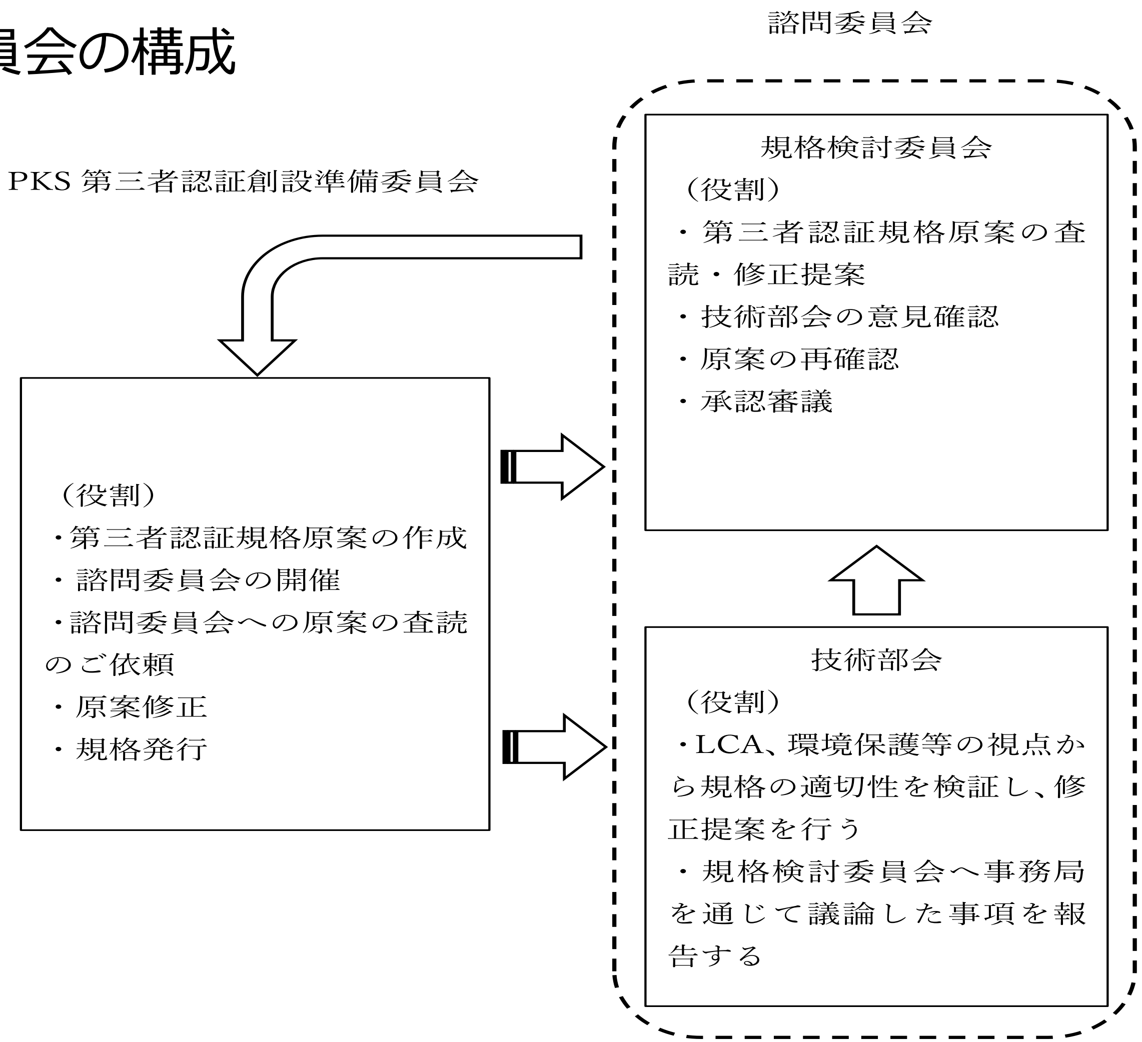

3.諮問委員会

第三者による諮問委員会が規格基準を審議

諮問委員会

規格検討委員会

上河　潔	（林業経済研究所）
田中　良平	（森林総合研究所）
竹ヶ原　啓介	（株式会社日本政策投資銀行）
飛田　恵理子	（東京都地域婦人団体連盟）
岡田　清隆	（日本木材輸入協会）

技術部会

柳澤　衛	（日本ガス機器検査協会）
加用　千裕	（東京農工大学）
鮫島　弘光	（地球環境戦略研究機関）
藤原　敬	（ウッドマイルズフォーラム、林業経済研究所）
山口　真奈美	（日本サステナブル・ラベル協会）

4.認証制度の概略

認証範囲：申請組織から上流の供給連鎖、搾油工場（発生地点）まで

- **認証範囲に含まれないが農地まで遡りDD（デュー・デリジェンス）を行う**
- GHG排出量算出範囲　：　搾油工場置場から発電所の門まで

4.認証制度の概略（DD実施）

認証取得者は許容できない供給源由来の農地でないことを確認する

- 許容できない供給源
  1) 違法に開発された農地
  2) 伝統的権利及び人権を侵害している農地
  3) 高い保護価値（HCV）のある自然環境を脅かして開発された農地
  4) 遺伝子組換えパームが植えられている農地
  5) 泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付けしている農地

5.「評価基準のFIT制度評価基準との整合」について

2019年度に整理された持続可能性基準

※２０１９年８月末時点

○：基準を満たすもの
－：基準を満たすことが確認できなかったもの

担保すべき事項		評価基準（RSPO2013を元に作成）	適用の必要性	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	○	○	○	－	○	○
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとすること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
	温室効果ガス排出削減	■ 温室効果ガス排出を削減するための計画が策定され、排出量を最小限度に留めるよう実施されるものとすること。	栽培	○	○	○	－	○	○	○
			加工	○	○	○	－	○	○	○
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○
			加工	○	○	○	－	○	○	－
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	○	○	○	－	－	○
			加工	○	○	○	－	－	－	－
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	○	○	○	○	－	○
			加工	○	○	○	－	○	－	－
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	○	○	○	－	－	○
			加工	○	○	○	－	－	－	－
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	○	○	○	－	○	－
			加工	○	○	○	－	－	○	－
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	○	○	－	○	○	－
			加工	○	○	○	－	○	○	－
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○
サプライチェーンの担保		■ 発電事業者が使用する燃料が認証製品であることをサプライチェーンを通じて担保すること。	全体	○	○	○	○	－	○	○
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	－	○	○

新認証制度では全ての評価基準を満たしている

5-1.規格基準について（環境）

農地エリアについてはDDを実施、GHG（温室効果ガス）の算定及び削減計画の立案、社会・環境の配慮を確認

担保すべき事項		要求事項
環境	土地利用変化への配慮	DDS要求事項ST02　3.2.3)：高い保護価値(HCV)のある自然環境を脅かして開発された農地 評価対象地域において、高い保護価値（HCV）の自然環境や生物多様性の保全、保護の対象となっている絶滅危惧種を脅かしていないこと DDS要求事項 ST02　3.2.5)：泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付けしている農地 評価対象地域において、2020年3月以降も泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌を転換して開発された農地が存在しないこと。
	温室効果ガス排出削減	要求事項（申請組織）ST01　4.3：GHG排出量の削減 申請組織は、初回審査時または更新審査時に算定したGHG排出量を基準値とし、3年間のGHG排出量の平均値が基準値を下回るように、計画を立案し実施しなければならない。立案した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。
	生物多様性の保全	DDS要求事項ST02　3.2.3)：高い保護価値(HCV)のある自然環境を脅かして開発された農地 評価対象地域において、高い保護価値（HCV）の自然環境や生物多様性の保全、保護の対象となっている絶滅危惧種を脅かしていないこと。

5-2.規格基準について（社会・労働）

適切な土地利用、違法労働の排除、労働安全衛生・労働者の権利確保

担保すべき事項		要求事項
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用権の確保	要求事項（申請組織）ST01　1.2：法律の順守及び評価（ガイドライン参照） 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。 要求事項ガイドラインG01　1.2.1)：土地に関する法令を順守するため、事業に必要な土地使用権を有していることを文書によって確認する。 DDS要求事項ST02　3.2.1)：　違法に開発された農地 評価対象地域において、農地開発関連法等に順守していること
	児童労働・強制労働の排除	要求事項（申請組織）ST01　1.2：法律の順守及び評価（ガイドライン参照） 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。 要求事項ガイドラインG01　1.2.4)：労働安全衛生に関する法令や国際規格を順守するため、最低年齢制限が守られていることを文書によって確認する。 DDS要求事項ST02　3.2.2)：伝統的権利及び人権を侵害している農地 評価対象地域において、児童労働が行われていないこと。
	業務上の健康安全の確保	要求事項（申請組織）ST01　1.2：法律の順守及び評価（ガイドライン参照） 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。 要求事項ガイドラインG01　1.2.2)：法律の順守及び評価 労働安全衛生に関する法令や国際規格を順守するため、組織の規模と複雑性に適した手順を作成、実施し、労働安全衛生に関する従業員への教育訓練を行う。1.2.3)：労働者に関する法令を順守するため、労働者の権利を尊重する。
	労働者の団結権及び団体交 渉権の確保	要求事項（申請組織）ST01　1.2：法律の順守及び評価（ガイドライン参照） 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。 要求事項ガイドラインG01　1.2.5)：法律の順守及び評価 労働者の団体交渉権又は労使交渉権が保証されていることを確認する。

5-3.規格基準について（ガバナンス）

法令遵守、情報公開等信頼するに足るマネジメントシステムの構築

担保すべき事項		要求事項
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	要求事項（申請組織）ST01　1.2：法律の順守及び評価（ガイドライン参照） 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。
	情報公開	要求事項（申請組織）ST01　1.3：情報公開 申請組織は、必要な場合、関係者の求めに応じて、取り扱っているPKSの情報に関する提供を行わなければならない。
	認証の更新・取消	要求事項（第三者審査機関）ST03　4.4：認証の更新、取り消し 第三者審査機関は、あらゆる審査において、申請組織に対し要求事項および申請組織が構築した運用手順と適合しない状況を確認した場合、申請組織に以下の不適合を発行する。重大な不適合：要求事項又は運用手順に対して大きな逸脱があり、合法および持続可能なPKSの取引に大きな疑義が生じている状況。軽微な不適合：一部の要求事項又は運用手順への逸脱があるが、合法および持続可能なPKSの取引には影響を与えない状況。第三者審査機関は、重要な不適合を発見した場合、申請組織に90日以内に解決することを伝えなければならない。申請組織が重大な不適合を期間内に解決できない場合、第三者審査機関は以下の処置を取らなければならない。初回審査：申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に再審査を行う。定期審査・更新審査：認証を一時停止とする。その後さらに、審査機関と申請組織の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消とする。申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に「復帰の審査」を行う。

5-4.規格基準について

（ｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝ・認証における第三者性の担保）

追跡可能性、信頼性の確保

担保すべき事項	要求事項
サプライチェーンの担保	要求事項（申請組織）ST01　2：供給連鎖の管理 2.1：管理対象組織 申請組織は、申請組織より上流の供給連鎖のすべての組織又は個人を当該規格要求事項の認証範囲として含まなければならない。供給連鎖には以下の組織を含む。1）搾油業者2）PKSのトレーダー3）その他の加工および流通過程の段階4）上記の下請負業者 2.2. 管理項目（ガイドライン参照） 申請組織は、管理対象組織に対し、少なくとも以下項目について管理を行わなければならない。1)供給連鎖　2)分別管理　3)取扱量に関する情報　4)内部監査および教育訓練 要求事項ガイドラインG01　2.2：管理項目 1) 供給連鎖は文書化することが望ましい　2) 分別管理はFIT制度下で利用できるPKSと利用できないPKSがある場合に必要な手順を作成することが望ましい　3) 自社の取扱量は記録しなければならないが、供給・集荷・保管・輸送に至る組織の取扱量は必要な場合、アクセスできること。例えば、取引されているPKSの由来に疑義が生じた場合など。　4) 教育訓練は記録にすることが、要求事項で求められている。
認証における第三者性の担保	要求事項（第三者審査機関）ST03　1：資格 1.1：第三者審査機関の資格 1）ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の認定を得ているか、同等程度のマネジメントシステムを有すること。2）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日公布（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有する。3)「PKS第三者認証創設準備委員会」に認定されている

6-1.「認証における第三者性の担保」について

第三者審査機関の資格

要求事項（第三者審査機関）ST03　＊現時点（諮問委員会承認前）

1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品,プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の認定を得ているか、同等程度のマネジメントシステムを有すること

2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日公布（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有する

3) 「PKS第三者認証創設準備委員会」に認定されている※

※現時点では諮問委員会にて審議中（承認前）のため、「PKS第三者認証創設準備委員会に認定されている」としていますが、承認後は独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）を認定機関として指定します。認定機関の候補としてはFAMIC（独立行政法人 農林水産消費安全技術センター）の他に公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）がありますが、ISO17065に基づく製品認証の実績（JAS等）農林水産の専門性を考慮しFAMICが適正と判断しています。

6-3.「認証における第三者性の担保」について

認定制度を導入したモデル図

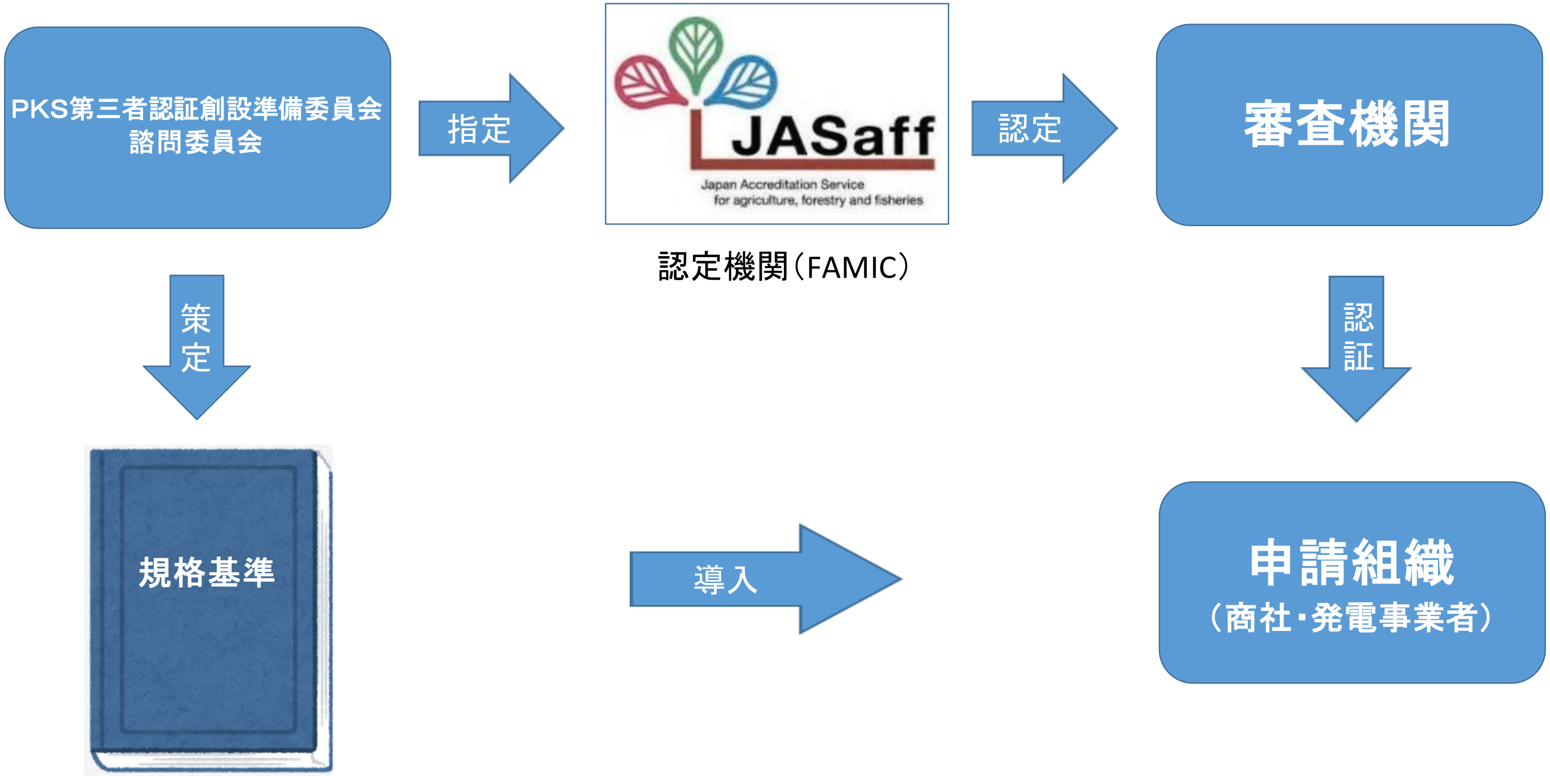

7.「文書策定のステータス」について

規格検討委員会にて審議中

	委員会等の開催	時期
①	第1回規格検討委員会開催	7/22実施済
②	技術部会開催　規格検討委員会へ論点送付	8/13実施済
③	規格案の修正　Rev2	実施済
④	第2回規格検討委員会開催	8/25実施済
⑤	規格案の修正　Rev.3	9月上旬～中旬
⑥	第3回規格検討委員会開催	9月28日
⑦	（必要であれば、規格案の修正）	—
⑧	規格承認の議決	第3回規格検討委員会又はその後

ありがとうございました。